

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村法制事務支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村が行う法務執行体制の整備を支援するため必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 条例、規則等の制定に係る法制事務（以下「条例等制定事務」という。）に関する事業
- (2) 外部機関が提供している法令情報及び条例等の改廃等に伴う法制執務相談等の法制事務支援サービス（以下「法制支援サービス」という。）の委託に関する事業

(助成の内容)

第3条 市町村に対する助成は、次のとおりとする。

条例等制定事務については、外部機関に委託等を行うに必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 新たに制定する条例、規則等モデル案作成費
 - (2) 新たに制定する条例、規則等審査経費
 - (3) その他、新たな条例、規則等を制定するために必要な経費
- 2 法制支援サービスについては、データベースシステム等の利用料

(助成の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする市町村は、様式第1号に委託契約等に係る契約書等を添付して公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長（以下「理事長」という。）が定める期日までに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第5条 理事長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を決定するものとする。

(交付決定の通知等)

第6条 理事長は、交付すべき助成金の額等を決定したときは、様式第2号により、その決定の内容を申請者に通知するとともに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第7条 理事長は、申請者が助成金を他の用途に使用し、その他助成事業に関して、助成金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件、その他理事長の指示に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を求めることができる。

(実績報告)

第9条 助成対象団体は、助成対象事業が完了したときは、2カ月以内に様式第3号により、当該事業に係る実績報告を理事長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月25日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日)

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月10日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

(様式第1号)

市町村法制事務支援事業助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 殿

市 町 村 長 ⑩

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村法制事務支援事業助成金の交付を受けたいので申請します。

1 助成内容

(1) 事業区分 (※ 該当する方に○をしてください。)

① 条例等制定事務 ② 法制支援サービス

(2) 事業内容

(事業名及び具体的内容を記載)

2 助成申請額 円

(1) 事業実施経費総額

(2) 市町村負担経費

(3) 市町村振興協会助成額

3 事業の着手及び完了予定日

4 払込金融機関

金融機関名 銀行 () 支店 ()

種 別 普通・その他 ()

口座番号 _____

ふりがな
口座名 _____

(様式第2号)

神振第 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 ㊟

年度公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村法制事務支援
事業助成金の交付決定について（通知）

このことについて、次のとおり助成することに決定しましたので通知します。

1 助成対象事業

2 助 成 額 円

3 交 付 条 件

- (1) この助成金の対象は、 年 月 日付けをもって提出のあった申請書に記載のとおりとします。
- (2) この事業の内容又は経費等に変更があった場合は、速やかに公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長の承認を受けなければならない。

(様式第3号)

市町村法制事務支援事業実績報告書

年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会理事長 殿

市 町 村 長 ⑩

市町村法制事務支援事業が完了しましたので、次により実績報告書を提出いたします。

- 1 助成対象事業名
- 2 着手及び完了年月日
- 3 助成額 円
- 4 事業内容 (具体的に)
- 5 経費決算内訳
- 6 添付書類
(成果物、又はこれに代わる書類)